

建築（民間）提言

作業所における4週8休の実現にむけて

～土曜日を当たり前に休める産業であるために～

2016年4月

日本建設産業職員労働組合協議会

はじめに

日本建設産業職員労働組合協議会（日建協：加盟組合数 35、組合員数約 31,000 名）は、建設産業の魅力向上、組合員の労働環境改善にむけ活動しています。なかでも、組合員の長時間労働の問題は深刻で、日建協が 40 年にわたり毎年実施している労働実態調査（約 1 万人の組合員を対象）では、2015 年 11 月の所定外労働時間は、全産業の月平均 20 時間（連合調査）に対し外勤技術者平均は約 80 時間です。その内、所定外労働時間が 100 時間以上である組合員は 3 割にも達しています。外勤技術者平均は過去 10 年間 80 時間前後で高止まりしており、長時間労働が常態化していることがわかります。また調査結果では、20 代の組合員の 4 割が「転職を考えている」と答えており、建設産業に魅力を感じ入職してきた若者が、実態とのギャップに耐えられず離職してしまうケースが後を絶ちません。更に組合員の 8 割が「自分の子どもを建設産業に就職させたくない」と答えています。大学生にゼネコンのイメージを聞くと「残業が多い」「休みが少ない」「転勤・異動が多い」との回答が多く、ゼネコンへの就職希望者が激減しているという情報もあります。これらの状況が続けば、担い手の確保・育成がままならず、近い将来、建設産業が立ち行かなくなってしまう可能性があります。建設産業の構造的問題の解消にむけ、取り組みの大幅なスピードアップが必要です。建設産業が誰もが働きたいと思える魅力ある産業になるためには、実際に働いている私たちが、夢や希望を抱き、働きがいを感じ、誇りを持ってなければなりません。

私ども日建協としましても、産業の魅力向上にむけ、引き続き労働環境の改善に全力で取り組む所存です。建設産業に関わる関係者の皆様のご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

目次

1. 民間発注者との理念共有（改正担い手三法等）
2. プロジェクト全体工期の適正化
3. 担い手確保・育成のための 4 週 8 休の推進
4. 下流工程への負荷を軽減する建設生産システムの普及促進
5. 産官学連携の建設産業 PR での中長期的な人材確保・育成
6. 施工円滑化にむけた各種施策の運用強化
7. 技能労働者の処遇改善

※（ ）内は作業所アンケート結果のページ図を表す。

建築：建築作業所アンケート結果

1. 民間発注者との理念共有（改正担い手三法等）

2014年に公共工事品確法、公共工事入札契約適正化法、建設業法のいわゆる担い手三法が改正された。改正内容は、公共工事の品質が現在だけでなく将来にわたり確保できるよう、それに携わる「担い手」を確保・育成することが重要であることから、実行を伴えば、働くものの労働負荷軽減にもつながるものである。現在、建設産業では様々な施策が取り組まれているが、作業所の4週8休の実現にむけては、民間発注者との理念共有が不可欠である。

1) 工期設定の適切性を判断するための客観的指標の確立

事業の収支やスケジュールが優先される民間工事において、品質や安全、働くものの健康を担保するためには、事業スケジュールありきの短工期受発注を抑止しなければならない。しかし、見積等で提示される施工者の工程を相対的に比較することが、更なる工期ダンピングを引き起こす要因となっている。工期の適切性を判断する客観的指標によって絶対的な評価を行うことが必要である。客観的指標の確立にむけた取り組みに賛同いただき、発注者として、品質確保の観点からも工期設定の絶対的評価をお願いしたい。（建築：P21 図 3-3）

2) 民間工事における設計変更指針の確立

国土交通省は、平成23年8月に作成した発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの実効性が高まるよう、作成過程や内容について再検証し、民間工事で設計変更を行う場合の協議の進め方などを示した指針をつくる考えである。民間発注者には、適切な工期変更など4週8休の実現にむけた各種ガイドラインや指針の確立に対し、ご理解とご協力をお願いしたい。

3) 発注者インセンティブなどの検討

民間工事においては事業収支や完成期日ありきのスケジュールが優先されてきたため、そこで働くものの4週8休の実現は非常に困難な状況となっている。建設プロジェクトにおいて安全と品質を確保するためには、適正な工期が必要不可欠である。適正工期にて発注し、適切な工期変更により完成期日まで4週8休を実現させた民間発注者に対し、何らかの発注者インセンティブを与えることで民間発注者を支えるような仕組みづくりについて、民間発注者から積極的に意見発信していただきたい。

4) 建設プロジェクト運営方式協議会などへの積極的な参画

建設プロジェクト運営方式協議会など、民間発注者・公共発注者・学識経験者・コンサルタント・設計事務所・ゼネコン・サブコン・法律事務所等が一同に介し新たな発注方式の推進を目指した新しい動きがはじまっている。建設産業の担い手確保・育成のため、対等な受発注者関係の構築を基軸とし、官民の様々な取り組みへ積極的に参画いただき、適正工期や契約条件適正化等への更なるご理解とご協力をお願いしたい。（建築：P23 図 4-1～2、P24 図 4-4）

5) 発注時期、納期、施工時期の平準化

一般的に1年程度の工期が多いとされる中、夏場の鉄筋工、型枠大工、コンクリート工、秋以降の左官工、タイル工、内装・設備工など、季節により特定の職種が不足が顕著になっている。民間発注者は、発注時期、納期、施工時期の平準化をはかることで、技術者や技能労働者を確保することができる。受発注者の労働環境改善や技能労働者の処遇改善にむけ、より一層の平準化を推し進めていただきたい。

2. プロジェクト全体工期の適正化

プロジェクト全体の工期を算定する場合、技術的算定根拠の他にも財政的要因や社会的要因など様々な要素がある。日建協が行った作業所アンケートでは、半数以上の作業所で「完成期日ありきの逆算工程での短工期発注が原因で長時間労働せざるを得ない」と答えている。4週8休を実現させるためにも、調査、設計、施工それぞれの段階において、算定根拠にもとづいた適切な期間を確保する必要がある。そうしたプロジェクト全体工期の適正化をはかることが、良いものづくりにつながるという認識を、広く社会一般に理解浸透させなければならない。

1) 4週8休ができる工期設定（日建協の考える標準的な工期）

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」には、「適正な施工を行うために施工内容に応じた適切な工期設定が必要である」と記載されている。しかしながら、日建協が行った作業所アンケートでは「受注時でも4週8閉所の設定ができていない」との回答が非常に多い。民間発注者は、4週8休ができる工期（日建協の考える標準的な工期）での契約に努めていただきたい。

（建築：P11 図 2-1～2、P12 図 2-3～4、P15 図 2-10～11）

2) 稼働日の算定根拠の開示

一般に建設プロジェクトの工期は、企画、設計、施工の各段階において、算定根拠がバラバラなまま複数存在している。発注者における工期算定では、事業の完成期日や休日稼働を前提とした過去の実績ベース、確認申請段階で簡易に算出した参考工程などに縛られることなく、企画、設計、施工の段階に関わらず、稼働日の算定根拠（設計変更を含む）を開示していただきたい。契約工期については、施工者が選定された段階で、施工条件や設計図書の完成度、資機材の調達、労務確保の状況などを実状に即し総合的に勘案させ、十分な協議をはかっていただきたい。

（建築：P17 図 2-15）

3) 余裕期間の確保

着工段階において地域の実情等を十分に把握し円滑な施工体制の整備をはかるため、施工者が工事着手前に建設資材の調達や労働力確保に要する余裕期間を確保できるようにしていただきたい。さらには、想定外の天候不順、天災地変、近隣問題等の施工者の責によらない工期延長にも速やかに対応できるように、工事引き渡し時期に関しても余裕期間を設けていただきたい。

（建築：P14 図 2-7～9、P17 図 2-14～15、P29 図 6-5～6）

4) 「管理工程表」の活用による進捗管理の共有

設計図書に不整合が発見された場合、工期遵守の意識からやむなく施工者が設計変更業務を行うといった事象が常態化しているが、その対価も支払われていないなど、設計変更業務の責務や役割を含め発注者の問題意識が低いままとなっている。事業の上流工程の不具合や対応の遅れが下流工程を圧迫しており、契約時に施工者が不稼働日と設定していた土曜日や祝日などに作業所を稼働せざるを得ない状況になっている。調査、設計、施工の各段階において管理工程表を随時更新し、発注者、設計者、監理者、施工者間でプロジェクト全体の進捗やクリティカルパスに関する情報を常に共有し、施工者が適切な工程管理を行うことのできる体制を整えていただくとともに、情報共有の結果、契約に定める工期の延長が必要な場合には、速やかに工期変更を実施していただきたい。

3. 担い手確保・育成のための4週8休の推進

建設産業は、街づくりや防災・減災、有事の対応など、社会的基盤を支える必要産業として社会に認知され、その責務を全うするため、持続的な発展を遂げなければならない。そのためには、そこで働くものが働き続けられることが大前提であり、まずは他産業のように計画的に休みを取得できる環境を整える必要がある。現在建設産業で働いているものは、厳しい労働環境から離職を考える人が多く、また次世代を担うゼネコン志望者が激減しているという情報もある。担い手確保・育成のためには、土曜日を当たり前に休める産業とするべく、民間工事においても積極的に4週8休を推進し、建設産業が魅力的に変わりつつあることを広く社会に対し理解醸成をはかっていく必要がある。

1) 4週8休モデル工事の積極的な展開

国土交通省や地方公共団体などの公共発注者においては、完全週休2日制の実現にむけて4週8休モデル工事が各所で進められている。働くものへの配慮は、社会貢献に寄与する企業としてブランド力の向上にもつながると考える。民間工事においても、東京五輪関連など社会的注目度の高いプロジェクトを4週8休モデル工事に選定していただき、企業価値の向上に利用していただきたい。

2) 統一土曜閉所運動への理解協力

日建協では2002年より、休日取得の取り組みの一環として、加盟組合とともに統一土曜閉所運動を毎年6月と11月に実施しているが、閉所日当日の閉所率は3~4割と依然低迷している。閉所できない理由としては、「工期に余裕が無いため計画工程上で作業日とせざるを得ない」という声が多い。休日取得の拡大は、作業所で働くものの仕事と生活に調和をもたらし、建設産業の魅力向上につながることを考える。統一土曜閉所運動を建設産業全体の取り組みとして広げるため、更なるご理解とご協力をいただきたい。

(建築：P17 図 2-14~15)

4. 下流工程への負荷を軽減する建設生産システムの普及促進

設計段階の不確定要素や設計図書の不備により、下流工程の工事期間にしわ寄せを招いている。建築工事では、施工者が着工後に施工図作成をはじめとする実施設計業務支援を行なっているのが実態である。更に、設計施工分離による発注方式で設計図書の完成度が低い場合、工事着手後も実施設計が行われるために、実施設計業務自体がクリティカルパスになってしまうことも多く、工期厳守の中で、品質や安全面での様々なリスク要因となっている。建物の品質を作り込んでいく工事期間を適正に確保するため、下流工程への負荷を軽減する建設生産システムの普及促進が求められる。

1) 上流工程で諸課題を解決する建設生産システムの推進

事業の特性に応じ、設計段階から施工者が協力し、上流工程で諸課題を解決するフロントローディング型の実設計にすることで設計図書の品質が向上し、製作物の早期発注が可能となり、プロジェクト全体工期の合理的な短縮や手戻りの少ない生産工程が可能になる。その結果、適切な施工期間が確保され、労務の平準化にも寄与する。取り組みの推進にあたっては、発注者、設計者、監理者、施工者間の業務分担と責任範囲を明確にした上で、工事着工前に適正に契約を締結していただきたい。

(建築：P23 図 4-1～2)

2) 施工を理解する人材を活用する建設プロジェクト運営方式の推進

プロジェクト全体の最適化をはかり下流工程への負荷を軽減させる、施工を理解する人材を活用する建設プロジェクト運営方式を推進していただきたい。例えば、発注者の技術支援に資する客観性を有した CM r 等のプロジェクトマネージャーの活用などである。

(建築：P23 図 4-1～2)

3) 規格の標準化・モジュール化によるプレキャスト化の推進

躯体工事においては、型枠大工の有効求人倍率が7倍を超えるなど、工事の遅延リスクを抱えている。労務確保がままならない状況では、歩掛りが崩れ、工程管理自体が機能不全となる。早急な対応としてプレキャスト化が有効である。更なるプレキャスト化により躯体工事の工程・品質・安全管理が向上し、作業所の計画的な休日取得実現につながる。発注者、設計者、コンサルタント、施工者、メーカー等の関係者間協議による規格の標準化、モジュール化の推進に対し、ご理解・ご協力をお願いしたい。

4) 対等性が確保された契約約款や仕様書等

本来、契約は、対等性が確保されたものでなければならない。しかし、過度な品質要求や片務的契約条件などにより下流工程の労働負荷は限界に達しており、技術者離職の一因となっている。契約約款や仕様書などのあり方について、発注者・設計者・施工者間で十分に協議を行い、担い手三法の理念に沿って積極的に見直しを行っていただきたい。

(建築：P27 図 6-1～2、P28 図 6-3～4、P29 図 6-5～6)

5. 産官学連携の建設産業PRでの中長期的な人材確保・育成

日建協では「建設産業の社会的役割と魅力、そしてゼネコンの仕事を正しく理解した上で一生の仕事として選択してもらいたい」との思いから、土木・建築系学科の大学生を対象に、2006年より出前講座を開催している。また、学生が学科を選んだ理由に「こどもの頃のものづくり体験」をあげる声が多いことから、2015年より小学生むけ出前講座を開始し、小さな子どもたちや親、学校関係者にもものづくりの魅力を広める活動をはじめている。喫緊の課題である技術者、技能労働者不足解消のため、今後も関係者の理解・協力を得ながら産業全体で連携をはかり、積極的な建設産業のPRを進めていくことが重要である。

1) 広報機会の拡大

現在、建設産業では、行政機関・企業・労働組合など様々な団体が、建設産業の社会的役割や魅力を伝えるべく出前講座を各所で開催している。建設産業全体のイメージアップにむけ、建設中のプロジェクトで働くもののPRやコマーシャルの提供などにおいて、更なるご協力をお願いしたい。

2) 子どもたちにむけた建設産業のPR

建設産業の社会的役割や魅力を子どもたちに伝える機会（親子見学会の開催、社会科見学での建設現場訪問、ものづくり体験授業のキャリア教育への展開など）の創出にむけ、ものづくり体験ができる出前講座の開催や、まちづくりの魅力を伝えるプログラムの作成など、建設産業のPRへ更なるご協力をお願いしたい。

3) 国民的イベント及び観光業との連携強化

東京五輪関連など、地域で社会的注目度の高いプロジェクトを建設産業の重要な広告媒体と位置付け、積極的な建設産業のPRにつなげていただきたい。また、インフラツーリズムなど観光業との連携による建設産業のイメージアップに更なるご協力をお願いしたい。

4) 地域社会へのPR

自治体が主催する総合防災訓練では、警察・消防・学校・自衛隊・電気・ガス・水道・電話事業者・医師会などが参加している一方で、建設会社が参加することは少なく、地域社会における認知度も低い。しかし実際に災害が発生した場合、建設産業は様々な緊急支援活動を行なっている。公共建築物のみならず、民間建築物においても地域の防災拠点としての役割が期待されていることから、建設産業の社会的役割のPRにご協力いただきたい。

6. 施工円滑化にむけた各種施策の運用強化

国土交通省は、民間工事で設計変更を行う場合の協議の進め方などを示した指針をつくる考えである。「受注者・発注者間における建設業法令遵守ガイドライン」と合せて、活用をはかることが重要である。

～以下点線枠内は、国土交通省本省への提言本文のまま～

1) 業務分担の明文化による各種ガイドラインの理解・運用強化

国土交通省は発注工事の施工円滑化にむけ、四者がそれぞれの責務を確実に遂行するべく、業務分担をプロジェクト毎に見直し設計図書に明記するとともに、コミュニケーションの強化により各種ガイドラインの更なる理解・運用強化を徹底させていただきたい。そして、民間を含む全ての発注者に対しても、各種ガイドラインの主旨を理解・運用するよう啓蒙していただきたい。

2) 設計照査と条件明示の徹底

各設計図書間の不整合や現地との不一致による修正設計は、原則として工事発注前に発注者が行うべき業務である。国土交通省は、民間を含む全ての発注者に対して直接・間接を問わず設計図書の品質向上に努めさせ、契約の前後に関わらず、設計照査によって判明した条件変更については速やかに修正設計を行わせるよう指導していただきたい。また関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などがやむを得ず協議未完了のまま発注に至る場合は、四者間で共通の認識となるよう、完了後の対処方法を含め発注条件を明確に記載するよう徹底させていただきたい。

3) 関係各所への周知徹底と運用確保

各種ガイドラインの運用においては、依然として組合員からは「出先の事務所や出張所の担当者によってバラツキがある」との声が減らない。担当者の理解度や解釈の違いに加え、各地方整備局により多様なルールが存在することによる混乱を極力減らすために、共通するルールについては名称等も含め統一化をはかり、関係各所への周知徹底と確認により適正な運用を確保し、更なる改善をはかっていただきたい。ルールや名称の統一化は、担当者のみならず受注者や民間発注者の理解促進にもつながるため、監督官庁として積極的な対応をお願いしたい。

4) 各地方整備局の各種施策運用好事例の水平展開

国土交通省は、「いきいき現場づくり」「工事執行相談室の設置」「局職員による現場巡回」といった各地方整備局独自の取り組みについてとりまとめ、検証を行い、全地方整備局に対する好事例の更なる水平展開をはかって相乗効果をもたらしていただきたい。

7. 技能労働者の処遇改善

長く続いた建設投資の減少に伴い、熾烈な受注競争によって、低価格、短工期での受発注が加速した。本来、技能労働者の直接の雇い主であった専門工事業者は直接雇用を断念せざるを得ず、結果として一人親方の増加や重層構造化の進行を招いた。当然のことながら技能労働者の処遇は悪化し、若年入職者も少なく高齢化に歯止めがかかっていない。所得水準は全産業に比して低く、土曜日や祝日も働かないと生活が成り立たないことが、作業所が休日に閉所できない一因となっている。建設産業が持続的に発展していくために、建設産業に関わる全ての関係者の協力を得ながら、技能労働者の処遇改善を段階的に推し進めていかなければならない。

1) 賃金向上と社会保険加入促進

団塊世代の技能労働者の大量離職時代を迎え、建設産業は危機的状況に直面している。元請企業では、優秀な技能労働者確保のため、直接本人に対し奨励金を支給するなどの取り組みをはじめている。中長期的な担い手確保・育成にむけ、引き続き、技能労働者の労務単価の引き上げと社会保険加入促進に対する政策へのご理解・ご協力をいただきたい。

(建築 : P20 図 3-1)

2) 技能労働者の多様な働き方実現

作業所で働く技能労働者の技能が正しく評価され、技能に見合った賃金が支払われるよう、国土交通省が中心となって「技能の見える化」が推し進められている。現在協議が進められている建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築にあたっては、担い手の確保・育成のため、作業所で実際に働く技能労働者の技能が正しく評価され技能に見合った賃金が支払われるよう、推進へのご協力をいただきたい。ICTを活用した労務需給のマッチングを視野に入れた環境整備を進め、重層下請構造を大幅に改善させることで労務の平準化をはかり、技能労働者も「常時雇用」「月給制」「完全週休2日制」「パート勤務」などの多様な働き方を選ぶことができる。このような様々な施策により、技能労働者の多様な働き方が実現するよう、ご理解・ご協力をいただきたい。

(建築 : P20 図 3-1)

さいごに

日建協は、建設産業の魅力化、組合員の労働環境改善を目指し、今後とも様々な取り組みを進めてまいります。

本日よりご紹介した時短アンケートや作業所アンケートは組合員の生の声が詰まった資料です。是非、様々な機会を通じて、作業所で働く者の実態として伝えていただき、労働環境改善にむけた取り組みにご協力をお願いします。

日建協

建築（民間）提言

2016.4